

2021年6月10日  
2023年2月10日(改訂)

製造販売届出番号:13B3X00065B00001  
J M D N : 14066000  
一般医療器

類別 機械器具(15)舌圧子  
一般的名称 舌圧子  
販売名 舌圧子

文書番号 A-4

### 【形状・構造及び原理等】

#### 1. 材質

ステンレス鋼 SUS310, SUS410

#### 2. 形状

本添付文書に該当する製品の製品名、サイズ等については包装表示ラベルに記載されているので確認すること。

#### 3. 原理

手操作にて部位を容易く押せる。



代表図

### 【使用目的又は効果】

舌を圧定する、移動するために使用する。

### 【使用方法等】

本品の持ち手を持ち反対側にて目的に応じて舌を圧迫、圧定又は、移動させて使用する。

### 【使用上の注意】

- 本製品は、使用するために必要な知識、技術に習熟した医師が使用するよう設計されていますので、充分注意して使用のこと。
- 本製品は未滅菌のため、使用前に必ず洗浄、滅菌を施すこと。
- 本製品の使用前、変形、傷等がないか、先端部に異常がないか等、確認の上使用の事。
- 電気メスを用いた接触擬固は使用しないこと。
- 塩素系、ヨウ素系の消毒剤が付着した時は水洗いすること。

### 【保管方法及び使用期間等】

- 本製品は、高温、高湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に貯蔵、保管してください。
- 使用期間は3年以内(自己認証)

### 【保守・点検に関わる事項】

- 本製品は、日常点検し器具は正常に機能する事を確認すること。
- 使用後は表面に付着している全ての物体、液体等を乾燥しないうちに取り除くこと。
- 洗浄後は直ちに乾燥させること。
- 使用する水は蒸留水でして下さい。
- 錆を防ぐために、
  - 1)使用後は直ちに清水で洗浄を行う。
  - 2)酸やアルカリの強い洗剤は避け、必ず医療用の物を使う。
  - 3)洗浄後は直ちに乾燥させ、出来れば乾いた布等で再度拭き取る。
  - 4)汚れ等が残った状態で滅菌、消毒を行わないこと。
- 滅菌に関する事項  
※滅菌される場合は、必ず滅菌器の説明書に準じて行う事。  
高圧蒸気滅菌(オートクレーブの場合)  
例: 標準的滅菌条件  
121℃ 15分  
132℃ 10分  
煮沸消毒の場合(金属器具類)  
100℃ 15分  
(他にガス滅菌(EOG)が可能)

### 【製造販売業者及び製造業者の名称及び住所】

ユーメド貿易株式会社(製造販売業者)  
〒111-0042 東京都台東区寿1-11-11 杉山ビル  
TEL: 03-5830-3495 FAX: 03-5830-3496